

**ポストコロナ期における新たな学びの在り方について
(第十二次提言参考資料)**

「ジョブ型研究インターンシップ」の概要

1. 背景

- ◆ 「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月総合科学技術・イノベーション会議）
 < 目 標 > 多様なキャリアパスの実現、魅力ある博士課程の実現
 < 主な取組み > 博士課程学生の長期有給インターンシップの単位化・選択必修化の促進（2021年度～）
- ◆ 「Society 5.0に向けた大学教育と採用に関する考え方」（令和2年3月採用と大学教育の未来に関する産学協議会）
 < 採用・インターンシップの姿 > 採用方法の多様化・複線化、学修成果と習得した能力を尊重した採用選考が定着、ジョブ型採用定着

2. 概要

- ◆ 今後拡大が見込まれる「ジョブ型採用」を見据え、大学院教育の一環として行われる**研究インターンシップ**
- ◆ 産学の共通認識を確立するため、先行的・試行的取組から実施
- ◆ **ジョブ型研究インターンシップ（先行的・試行的取組）の要件**
 - ・ 研究遂行の基礎的な素養・能力を持った大学院学生が対象（博士後期課程学生、自然科学系から開始）
 - ・ 長期間（2ヶ月以上）かつ有給
 - ・ 正規的教育課程の単位科目として実施
 - ・ 企業は研究インターンシップのジョブディスクリプション（※1）を提示
 - ※1 業務内容、必要とされる知識・能力等
 - ・ インターンシップ終了後、学生に対し面談評価を行い、評価書・評価証明書を発行
 - ・ インターンシップの成果は、企業が適切に評価し、採用選考活動に反映することが可能

目指すべき効果	大学	・ 研究力に裏打ちされた実践力を産学で育成する教育課程の提供 ・ 博士後期課程の魅力向上 ・ 企業との関係強化、共同研究への発展 ・ より社会に必要とされる大学への転換
	学生	・ 研究力に裏打ちされた実践力の修得 ・ キャリアパスの選択肢拡大 ・ アカデミアについてとて生きる企業の研究スタイルへの理解 ・ 大学と企業をつなぐ素養の習得
	企業	・ 優秀な学生の知識・能力の研究開発現場での活用 ・ 優秀な学生の採用 ・ 大学、教員との関係強化、共同研究への発展 ・ 大学院教育への参画・投資

研究力に裏打ちされたイノベーション強化への貢献

3. ジョブ型研究インターンシップ（先行的・試行的取組）推進体制

ジョブ型研究インターンシップ推進委員会（R2.9月）
 （文部科学省高等教育局と（一社）日本経済団体連合会の共同設置）
 推進施策の検討、評価及び助言を行う組織

令和3年度中の先行的・試行的実施に向けて実施方針（ガイドライン）の検討・決定

推進協議会(コンソーシアム)

- ・ 「先行的・試行的取組」を推進する大学・企業により構成する協議体
- ・ 大学は、ガイドライン等の内容を踏まえ、本取組を実施する場合、推進協議会に参画

連携

大学院段階における多様なインターンシップ

4. ジョブ型研究インターンシップ（先行的・試行的取組）実施の流れ（イメージ）

R 3 後期	7月	10月	10-12月	12月-2月	3月	4月
R 4 前期	1月	2月	4月	5月-8月	9月	10月
	・ 学生・企業懇談会 ・ 説明会	・ ジョブディスクリプション提示 ・ 学生情報登録 マツチング	・ 事前指導・テーマの擦り合わせ ・ 契約関係締結（雇用契約等） ・ 履修登録 ・ 受入企業決定	・ インターンシップ実施	・ 事後指導 ・ 評価	・ 単位付与

119

「3. 教育と社会全体の連携による学びの充実のための方策」関連

秋季入学の議論について①

- 秋季入学については、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業の長期化に伴い、**子供の「学びの保障」**に全力を挙げることを第一にしながら、**選択肢の一つ**として文部科学省において検討。
- **各府省庁の協力**を得ながら、秋季入学に**移行する場合の課題を整理**（次ページ参照）。また、**与党においても検討**が行われた。
- これらを踏まえ、**制度としての秋季入学を直ちには導入せず、「学びの保障」とは切り離して**、教育再生実行会議において、ポストコロナ期の学びの在り方について検討していく中で、議論することとされた。

現行制度

◆初等中等教育段階：

小学校～高等学校の学年は原則として※ 4/1～翌3/31

（※）通信制の高等学校など、一部に例外が存在。

◆高等教育段階：

大学の学年の始期・終期は、学長が定める ⇒ 現在でも秋季入学は可能

<参考>

- ・ 4月以外の時期に入学者を受け入れている大学（学部段階）： 266校（約36%）
 - ・ 4月以外に大学に入学した者（学部段階）： 2,794人※（約0.5%）
- （※）内訳：留学生 2,208人、帰国子女 202人、社会人 7人、その他 483人

（出典）「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について」

諸外国における学年の始期・終期、義務教育期間

国名	学年の始期・終期
アメリカ	7～6月※
イギリス	9～8月
フランス	9～6月
ドイツ	8～7月
オーストラリア	1～12月
ブラジル	2～12月
中国	9～7月
韓国	3～2月
日本	4～3月
（※）州により異なる	

（出典）外務省HP「諸外国・地域の学校情報」
UIS.Stat <http://data.uis.unesco.org/Index.aspx> (2019)

秋季入学のメリット

- 臨時休業が長期化する状況下においても、学校行事や実習の機会等も含めて、**必要な教育機会を確保**することができる。
- 学年の途中で長期休暇（夏期休業）を挟まず、学年を通じた**効率的な学習・学校運営**が期待できる。
- 研究者の人事交流、共同学位課程の設置など、**秋季開始の学年を採用する国との交流拡大**が期待される。

121

秋季入学の議論について②

秋季入学への移行に伴う課題

- 課題を具体的に検討するため、以下のような移行パターンを仮定して検討。主な課題として、下表のように整理。
- ✓ 令和2年度に小学校～高等学校に在籍する児童・生徒については、同年度の学年の課程を令和3年8月まで延長して実施。
- ✓ 大学については、令和3年9月に入学する学年（同年8月に高等学校を卒業し、大学へ進学する学生の代）から順次秋季入学へ移行。
- ✓ 令和3年9月には、本来同年4月に小学校へ入学する予定であった子供（1学年分・約100万人）に加え、同年4～8月に満6歳となった子供（5か月分・約40万人）も同時に小学校へ繰り上げ入学する。その結果、当該学年の児童数は他の学年の約1.4倍となる。（一斉実施）
（※ 一斉実施パターンのほか、5年かけて4～8月生まれの子供を1か月分ずつ小学校へ繰り上げ入学させていくパターン（段階的实施）も併せて検討。この場合、他の学年の約1.1倍の児童数の学年が5年分生まれることとなる。なお、下表は一斉実施パターンを前提として課題を整理したもの。）

保育等に関する課題	就学範囲の変動に伴う課題	初等中等教育に関する課題	社会全般等に関する課題
● 就学が5か月遅れるため、令和3年4～8月の間、（本来同年4月に小学校へ入学する予定であった）約100万人の未就学児について、保育・教育のためのスペースや保育士・教員等が必要となるが、その確保は困難。このため、必要な保育・教育が受けられない者（待機児童等）が増加。 ● 小学校入学後の放課後児童クラブでも待機児童が発生する。 ● 育児休業の延長など、各家庭等の負担が増加。	● 令和3年9月に、幼稚園・保育園のクラスの約半分が予定より早く卒業し小学校に入学するため、分断が生じる。 ● 一部は就学が5か月遅れる一方、早く卒業する子供は、年長の学びが保障されず（7か月短縮）、かつ、例年の1.4倍の児童数となる学年で、上級生と同学年になる。 ● 生まれ月によって受験や就職等の有利・不利が変わるおそれがある。	● 令和3年9月入学者が約40万人増加するため、その卒業までの教員（約2万人）や教室の確保が困難。 ● 1学年だけ、17か月の発達差のある140万人の学年ができ、指導面での困難が生じる。 ● 教育が5か月遅れ、保護者等の教育費負担も5か月分延びる。	【就職等】 ● 卒業が遅れるため、看護などの専門職について、大学や専門学校卒業時期後ろ倒し（3～4年後）以降、半年間、人材不足が生じる。 ● 定年が3月末の公務員、自衛官、企業等も同様。 【手当等】 ● 児童手当、遺族年金などの給付期間が変更となり、給付のための自治体等のシステム改修について、短期間で実施できない懸念。 【現場負担】 ● 感染症対策に対応している自治体等の現場職員の負担が重く、移行事務が円滑に進まない恐れ。 【資格試験、文化・スポーツ】 ● 資格試験や全国的な文化・スポーツ行事などの日程変更に伴い、主催者間で、会場などの調整が必要。 【国民の季節感】 ● 桜の季節の卒業式・入学式での和装など、世代を超えた国民の共通の記憶が損なわれる恐れ。

122

秋季入学制度について（就学年齢を遅らせない場合）

○ 秋季入学を学びの保障の議論と切り離しつつ、義務教育の就学年齢を遅らせず、かつ、将来生まれる子に保育園・幼稚園への入学時点から秋季入学制度を適用して移行に伴う学年分断や学びの期間の短縮を生じさせないようにする場合、主に以下のような課題がある。

① 4月から翌3月生まれの子を一つの学年とする現在の学年団を維持したまま、入学時期を現行の4月から9月へと7か月前倒して、**義務教育の就学年齢を7か月前倒し**する場合

（義務教育・高校段階への影響）

- ✓ 移行期には、9月に新入生が入学する時点では、翌3月に卒業することとなる最終学年の児童等が卒業していないため、9月から翌3月までの間、児童等が通常よりも1学年分（小学校で約100万人）増加し、これに対応するためのスペースや人員の確保が困難となる。
- ✓ 小学校段階に在籍する児童が増加することになるため、放課後児童クラブのスペース・人員の確保等が課題となる。
- ✓ 小学校等への入学が7カ月間早期化するため、発達段階に応じたカリキュラムなどについて十分な議論が必要となる。

（幼児教育・保育への影響）

- ✓ 幼稚園の入園開始年齢も7か月前倒し（2歳5か月）することについて、かつて構造改革特区制度において幼稚園における2歳児受入れを実施[※]した結果、幼児の発達段階の特性を踏まえ、集団的な教育の実施ではなく、子育て支援としての受入れにより進めると整理されたことも踏まえ、集団的な教育になじむ形とな
- （※）平成14年から平成18年にかけて実施
- ✓ 子供が保育所等に在園可能な期間が恒常的に短くなるため、園運営の見直しが必要となる。

（社会全般等に関する課題）

- ✓ 給付制度実施のための自治体等のシステム改修を行う必要。
- ✓ 資格試験、全国的な文化・スポーツ行事などの日程変更に伴う、主催者間での会場などの調整が必要。
- ✓ 桜の季節の卒業式・入学式での和装など、世代を超えた国民の共通の記憶が損なわれる恐れ。
- ✓ 就学時期の変更に伴う保護者の就労・育休復帰のスケジュール等のライフサイクルの変化（保育園等の空きが出やすい時期が4月から9月に移行することに伴う一般的な就労・育休復帰のタイミングの変化など）について、家庭・企業等の理解が必要。

② 学年団を再編し、9月から翌8月生まれの子を一つの学年とした上で、入学時期を現行の4月から9月へと7か月前倒して、9月から起算した**義務教育の就学年齢は現行と同じく6歳から**とする場合（社会全般等に関する課題例は上記と同じ。）

（義務教育・高校段階への影響）

- ✓ 移行期には、学年団の再編に伴い、4月から8月生まれの子供のみで構成される小規模な学年団（小学校で約40万人）が生じるとともに、制度開始前の学年の3月卒業、制度開始後の学年の9月入学が併存するため、学校全体の児童生徒数や学年数の増減が約半年ごとに繰り返される（小学校で約60万人減と約40万人増の繰り返し）ことから、スペース・人員の確保や指導面での困難が生じる恐れ。
- ✓ 移行期には、上記と同様に児童数の増減が繰り返されることから、放課後児童クラブのスペース・人員の確保等が課題となる。

（幼児教育・保育への影響）

- ✓ 幼稚園・保育所等では、制度開始前の学年の3月卒業、制度開始後の学年の9月入学・進級が併存する移行期間に、園全体の園児数やクラス数の増減が約半年ごとに繰り返されることなどにより、園運営に支障が生じる恐れ。

123

諸外国における学年の始期・終期、義務教育期間

国名	学年の始期・終期	小学校段階開始年齢	義務教育期間
アメリカ	7～6月 ※州次第。入学は8月末～9月が多い	6歳 ※州次第。5歳に達した子供に義務が開始する州も存在	6～18歳
イギリス	9～8月	5歳 ※5歳に達した後の最初の学期から義務が開始	5～16歳
フランス	9～6月	6歳 ※12月末までに6歳に達する子供に同年9月から小学校段階の義務教育が開始し、小学校段階の義務教育開始時に <u>5歳児も存在</u>	3～16歳
ドイツ	8～7月	6歳 ※州次第。9月末までに6歳に達する子供に同年8月から義務が開始する州も存在し、小学校開始時に <u>5歳児も存在</u>	6～16歳
オーストラリア	1～12月	6歳 ※州次第。4月末までに6歳に達する子供に同年1月から義務が開始する州も存在し、小学校開始時に <u>5歳児も存在</u>	6～16歳
ブラジル	2～12月	6歳 ※7月末までに6歳に達する子供に同年2月から義務が開始し、小学校開始時に <u>5歳児も存在</u>	6～14歳
中国	9～7月	6歳 ※8月末までに6歳に達した子供に同年9月から義務が開始	6～15歳
韓国	3～2月	6歳 ※6歳に達する日が属する年の翌年の3月から義務が開始。5歳に達した年の次の年の3月からも入学可能であり、小学校開始時に <u>5歳児も存在</u>	6～15歳
日本	4～3月	6歳 ※3月末までに6歳に達した子供に同年4月から義務が開始	6～15歳

出典：外務省HPI「諸外国・地域の学校情報」 UIS.Stat <http://data.uis.unesco.org/Index.aspx> (2019)

文部科学省HP「秋季入学に関する検討について」中「『9月入学』に移行する際の主な課題と対応」より抜粋（一部修正）